

## 奨学金 よくある質問 (Q&A)

### 《応募資格等について》

**Q1: 応募資格の世帯年収は選考で関係しますか？**

A1: 応募資格の世帯年収は選考に関係があります。奨学金ですので、成績・人物の他、経済的理由により修学が困難な者としています。

応募資格の「経済的理由」は、原則として世帯年収 500 万円未満としています。

ただし、この年収を超える場合であっても奨学金が必要な事情がある場合は、願書にその理由を記載して申し込みをしていただくようにしています。

具体的な内容は募集要項をご確認下さい。

**Q2: 応募資格に成績の基準はありますか？**

A2: 成績の基準はあります。評定平均値 4.0 以上となっています。具体的な内容は募集要項をご確認下さい。

なお、その成績に満たない場合で学校長の推薦がある場合は応募可能とします。その場合は、「推薦書」のその他特記事項に「学校長推薦理由」を追加して記載して下さい。

なお、学校長推薦理由の記載がない場合は、選考委員会の資料で「学校長の推薦なし」と報告を行います。

**Q3: 継続応募者です。成績の基準に満たないので学校長推薦になりますが、継続応募者の提出書類に「推薦書」は含まれていません。学校長推薦理由はどの書類に記載すれば良いのでしょうか。なお、学校長から推薦を頂ける旨を伺っています。**

A3: 継続応募者であっても学校長推薦で出願される場合には、「推薦書」の提出を必須とします。その場合は、「推薦書」のその他特記事項に「学校長推薦理由」を追加して記載して下さい。

なお、学校長推薦理由の記載がない場合は、選考委員会の資料で「学校長の推薦なし」と報告を行います。

**Q4: 応募資格の成績に達していませんが、その他に応募できる資格はありますか。**

A4: 成績に該当しない場合でも、応募できる資格があります。

スポーツ、芸術、創作能力等に於いて、県内等の大会で優れた実績があり、高校卒業後も大学等での競技等を志向している者としています。具体的な内容は募集要項をご

確認下さい。なお、団体競技の場合は、県の選抜メンバー等、将来を期待されている方は、応募資格を有すると考えて頂いて結構です。

Q5: 選考では、学校の偏差値や進学校が優先されたりしますか。

A5: 奨学金の選考は、“その学校で頑張っている生徒”の志と夢の実現の支援を行っています。応募頂いた方を横断的に評価していますので、何れの学校の生徒も皆さん同じ条件です。

Q6: 人物評価について教えてください。

A6: 学習姿勢や学校生活の態度や行動が奨学生にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できると学校から推薦がある者という基準があります。具体的な内容は募集要項をご確認下さい。

Q7: 2年生、3年生等でも応募できますか？

A7: 何年生でも応募できます。応募は、高校、高専、大学の1年生に限定していません。

Q8: 在學校を経由せずに、個人で応募できますか。

A8: 在學校を経由して当財団に応募して下さい。応募書類には、学校長等の推薦書をお願いしています。

Q9: 学校から推薦できる人数に制限がありますか。

A9: 推薦人数には制限を設けています。予算には限りがありますので、年度毎の推薦人数は個別にお知らせしています。

Q10: 推薦人数に「〇人程度」と記載がある場合の程度の幅を教えてください。

A10: 程度の幅はプラス1名とご理解下さい。複数名の場合は、プラス1名を校内で選考して頂ければ助かります。

Q11: 奨学金と入学支度金の両方に願書を出すことは可能ですか。

A11: 可能であり、まったく問題ありません。

結果は選考次第です。奨学給付生と入学支度給付生の応募締め切りの時期は異なります。奨学給付生に採用された場合でも不採用の場合であっても、入学支度金の応募資格に該当すれば応募できます。

Q12: 現在、奨学生に採用されていますが、事情により転学を希望しています。奨学給付生として継続することは可能ですか。

A12: 一定の条件のもと継続採用は可能です。

奨学金の事業は、法令に基づく認定事業ですので、手続きが大切になります。在学中に「転校」という手続きを行って下さい。

先に退学してしまうと奨学生の資格を失いますので、事前に相談して下さい。

Q13: 他県から福岡県内にある学校に通っています。応募は可能ですか。

A13: 原則としては、福岡県居住者ですが、福岡県内の学校にかよっている場合であれば、他県居住者の場合でも応募できます。例えば、佐賀県から九州大学伊都キャンパスへ通学等も対象になります。高校等も同様です。

Q14: 福岡県内の学校であれば応募できますか。

A14: 予算に限りがありますので、学校を指定しています。

筑後地区の公立高等学校、久留米高専、有明高専、九州大学及び、九州工業大学を奨学金給付の学校を指定しています。

Q15: 家庭の事情により支援施設等で生活しています。親の住所と今生活している住所と異なると無資格になりますか。

A15: 大丈夫です。原則として、県内在中もしくは福岡県の対象校に通っていれば応募資格を有します。

#### 《 応募期間について 》

Q16: 申込み期限を過ぎてしまいそうですが、受け付けてもらえますか。

A16: 選考委員会の準備に間に合う程度であれば受け付けています。

近年、採用人数を増やしてきています(R1年度:68名、R8年度:101名)ので、選考の準備時間が膨らんでいます。

遅れる理由(例えば証明書等が間に合わない等)をお伝え頂ければ、対応方法を考えますので、事前に連絡して下さい。

#### 《 願書等の書き方について 》

Q17: 願書は電子データをダウンロード後、パソコンで入力しても良いですか。

A17: パソコンで作成して頂くことに問題はありますが、生徒自身が記載する夢や目標は本人記載を条件とします。

Q18: 父親が今年の3月に失業しました。その後、5月に別の会社に就職しました。年収はどの様に記載すれば良いですか。

A18: 前年分(1月～12月)の年収が報告の対象となっています。源泉徴収票及び、確定申告の対象期間は、1月～12月です。その間で失業期間があれば願書に補足して下さい。

Q19: 3月迄専業主婦でしたが、4月から自営業をはじめました。4月以降の確定申告が出せません。どの様にすればよいですか。

A19: 収入は前年分(1月～12月)なので、その分の証明(収入がない事)を提出して頂ければ大丈夫です。

Q20: 同一生計だった兄が来月結婚して別世帯になります。住民票及び願書の記載はどの様にすれば良いですか。

A20: 住民票は「世帯連記式」で提出して下さい。願書には、「〇月より〇〇の理由により別世帯」と記載して下さい。

Q21: 近頃、保護者が亡くなりました。死亡届の証明書が必要ですか。

A21: 死亡証明書は必要ありません。家庭環境の変化について、学校側が補足して頂ければ大丈夫です。

新規応募の方は、「推薦書」の家庭環境欄に記載して下さい。継続応募の方は、「在学状況証明書」の⑩その他の特記欄に記載して応募して下さい。

Q22: 特に苦しい生活実態がある場合には別途その旨を記載することになっていますが、特に定められた様式等がありますか。また、手書きでも大丈夫ですか。

A22: 任意の様式で結構です。また、手書きでも全く問題ありません。

Q23: 願書の「※1 生活費や学費の捻出の仕方について」は、記載した方がよいですか。

A23: 記載して頂いた方が、配慮すべき申請者として認識し易くなります。当財団では、「経済的理由により修学が困難で奨学金を必要としている者」にも重きを置いています。経済的理由は選考で重要な判断材料になりますので、出来る限りご家庭の事情を正直に記載頂けると助かります。

Q24: 願書に保護者の署名印鑑は必要ないですか。

A24: 2枚目の下段に保護者の署名押印の欄があります。

保護者が確認された内容であること、記載事項に相違ないことの証明をして頂きたいと思しますので、提出前にご確認頂けると助かります。

Q25: 在学状況報告書を記載するのは、学校ですか、それとも保護者ですか。

A25: 原則として、保護者に記載して頂いています。

学校は記載内容に相違ないことを証明して頂く為、内容確認のうえ、学校名と校長の記名等をお願いしています。

#### 《提出書類について》

Q26: 高校1年生で応募する場合、中学3年生の成績証明書が必要となっている。特別な様式で作成する必要がありますか。

A26: 中学3年生の成績表の写しで構いません。成績のみ必用ですので、コピーの際に、不要な欄は黒塗りでお願いします(成績以外の個人情報に該当する内容は除いて下さい。)

#### 《選考基準等について》

Q27: 評定平均に満たない場合でも学校長の推薦がある場合は応募可能となっていますが、成績に下限はないと受け止めても良いですか。

A27: 令和7年度までの応募資格は評定平均 3.5 以上でした。応募要項に下限は記載していませんが、評定平均が 3.7 未満だと学校長推薦があっても不採用になる可能性があると思われます。

Q28: 世帯年収について、応募資格とは別に明確な選考基準がありますか？

A28: 毎年、応募者の状況が変わりますし、予算の範囲内で給付していますので、基準を設けることはできません。

(ご参考)過去の選考を振り返ると、世帯年収で 400 万円を超えると不採用が多くなっていますが、年度によっては 500 万円を少し超える世帯でも採用されることがあります。

Q29: 個人事業(自営)で所得が少なく、税法上、確定申告が不要となっていますので、所得を証明する書類が提出できません。

A29: 採用された場合には、所得証明書(全部事項記載)の提出を求めますので、何れにしても税の申告は必要となります。早めの対応をお願いします。

なお、事前に相談して頂ければ、所得等が証明できる書類を検討します。

ただし、選考の場で証明書として採用されるとは断言できません。

仮に、公的扶助(生活保護等)の対象である場合には、公的扶助の対象である証明書を提出して頂ければ大丈夫です。

Q30: 保護者は父母とも健在ですが生活は楽ではありません。父親の収入のみで生活していることも関係しているかもしれません。このような状況は選考で不利になるでしょうか。

A30: 応募頂くご家庭の状況は、非常に苦しい生活実態にあります。また、その多くは、母子家庭であり、二人、三人の子ともを抱え、中学、高校、大学へ通わせてあります。成績等の応募資格を有していれば、生活実態の苦しいご家庭を優先して採用しています。

Q31: 採用後に所得証明書(全部事項記載)の提出が必要ですが、アスタリスクの所得証明書は受理しないとなっています。その理由を教えてください。

A31: 税の申告が行われていない場合には、アスタリスク表記の所得証明書が発行されます。採用後に改めて、副収入や配当等を含む世帯収入を確認します。

その際、内容が確認できないものは無効ですので、所得が少ない場合でも税の申告を行って提出して頂くようお願いします。

なお、提出して頂けない場合は、“応募要項に定める事項を守らないとき”に該当しますので、奨学金の返還対象になります。

## 《その他について》

Q32: 奨学金の給付は、原則として年2回になっていますが、一括で給付できないでしょうか。

A32: 応募要項のルールを曲げて給付するだけの理由があるか否かになると思われます。

なお、ご家庭からではなく、学校側(管理職)からその事情を伺ったうえで、財団事務局で検討します。なお、本来、奨学金は修学を主に利用するものであることから、一括給付を必要とするものではないと考えています。

Q33: 保護者若しくは、学校側で奨学金応募要項の交付決定の取消、給付停止、返還に該当する事案を把握しました。どの様に対応すれば良いですか。

A33: 速やかに当財団へ連絡して下さい。その理由にあった措置(給付停止や返還等)を判断し、速やかに対応を連絡します。

Q34: 奨学給付生が事情により、既に当校を退学しています。何か手続きが必要でしょうか。

A34: 本来は、退学前にご連絡を頂き、その理由等を伺ったうえで、その理由にあった措置(給付停止や返還等)を判断しています。

財団で所定の様式を準備していますので、辞退届け(退学理由等を含む)を提出して頂くことになります。

Q35: 今年の春に継続申請の案内を頂いたが、奨学給付生が昨年の秋に転校していた。財団への手続きなどに気が回らずにそのままになっていました。どの様にすればよいですか。

A35: 本来であれば、転学の前に事前に相談して欲しい内容です。

福岡県内の学校(通信制など)へ転学であれば資格を有しているといえる。転学先の学校が分かれば、当財団から継続申請の書類を揃えて対応する。

Q36: 保護者もしくは、学校側で奨学金応募要項の異動等の届出に該当する事案を把握しました。どの様に対応すれば良いですか。

A36: 財団へご連絡下さい。所定の様式を準備していますので、ご案内します。